

# 令和4年度静岡県精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修

## 実施要綱

### 1. 目的

精神障害者の特性に応じた適切な支援がより一層行われるよう、障害福祉分野と介護分野の双方に精神障害者の特性に応じた支援や治療が提供できる従事者等を養成するため、精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修を実施することとする。

### 2. 本研修の取扱い

本研修は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業の実施について（運営要領）」令和2年3月30日付け障発0330第14号）に定められているカリキュラムの内容に沿うものです。

### 3. 実施主体

主催 静岡県 （一社）静岡県精神保健福祉士協会へ委託して実施します。

### 4. 実施の概要

#### 【日 程】

講義（事前視聴） 令和4年11月8日（火）～11月28日（月）12：00まで  
演習（オンライン）①令和4年12月2日（金）13：30～17：00（定員70名）  
②令和4年12月9日（金）13：30～17：00（定員70名）

※全体定員140名（先着順）

※演習はそれぞれの日程で70人ずつの定員となります。

#### 【実施方法】

講義（事前視聴） eラーニングシステム edenにより動画を視聴する。  
演習（オンライン） ZOOMを使用したグループワーク

### 5. 研修対象者

#### （障害分野）

- 障害福祉サービス事業所等の職員
- 相談支援専門員
- 市町の障害福祉担当課の担当者

#### （介護分野）

- 介護保険サービス事業所等の職員

- 養護老人ホーム、経費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の職員
- 地域包括支援センターの職員
- 介護支援専門員
- 市町の高齢者福祉担当課の担当者

**(医療分野)**

- 障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等、精神障害者に対する治療に当たる医療従事者

**(その他)**

- 救護施設（生活保護施設）の職員

※講義と演習の両方を受講できる方を対象とします。

**6. 受講定員**

①令和4年12月2日（金）13：30～17：00（定員70名）

②令和4年12月9日（金）13：30～17：00（定員70名）

※先着順、定員を超えた時点で申込みを締め切らせていただきます。

**7. 研修内容**

講義および演習（別添カリキュラム参照）

**8. 受講費用**

受講費用として下記の費用を徴収します。受講費用は、受講者の都合の場合には、いかなる理由があっても返金しません（研修カリキュラムを全部又は一部受講できなかった場合にあっても返金しません）。

受講料 4,000円

**【受講料の納入について】**

- (1) 障害福祉課から、受講決定通知とは別に納入通知書を送付します。
- (2) 納入通知書の送付先は受講申込フォームに記載した事業所の住所となります。
- (3) 納入通知書に記載された納期限までに必ず振り込み手続きを行ってください。
- (4) 受講決定後のキャンセルの場合、受講料は原則お支払いいただきます。
- (5) 納期限までに受講料が納入されない場合は、受講いただけません。
- (6) 受講費用の支払いにかかる手数料は受講者負担となります。

**9. 受講申込方法及びその他注意事項**

**(1) 申込方法**

- ・受講申込フォームから申し込んでください。

<https://forms.gle/5mY9pnojEbEgapsH9>

右記のQRコードからも申込みできます。



## (2) その他注意事項

- ①本要綱に同意できない方は、申込みできません。
- ②申込みは一人1アドレスで申込みをお願いします。演習当日は一人1台のパソコン等で参加できるようにしてください。
- ③申込期限までに申込手続きを行わなかった場合や、申込内容に不備があった場合は、受講者として決定しません。
- ④FAX や郵送での申込みは行っておりませんので、御注意ください。
- ⑤「5. 研修対象者」に該当しないと認められる場合は、受講者として決定しません。

## (3) 個人情報の利用目的

申込時に入力された個人情報は、本研修事業外の目的には使用しません。県及び本研修委託先では共有します。

10. 申込期間 令和4年10月6日(木)から10月24日(月)12:00まで  
**延長しました→ 10月28日(金)**

## 11. 受講決定

静岡県障害福祉課精神保健福祉室長が受講者を決定の上、(一社)静岡県精神保健福祉士協会から受講申込フォームに記載されたメールアドレスに受講可否を通知します。

令和4年11月7日(月)までに受講可否についての通知(メール)が届かない場合は、下記の問合せ先「(一社)静岡県精神保健福祉士協会事務局」まで必ずお問い合わせください。

受講者の変更は原則できませんので御留意ください。

## 12. 研修受講に係る交通費・通信費等

受講者側の負担となります。

## 13. 修了証書の交付

受講決定した研修日程全てを修了した者に、「修了証書」を交付します。

- (1) オンライン研修(演習)当日の遅刻・早退・欠席・中抜けなどより、全て又は一部のカリキュラムを受講できなかった場合、欠席扱いとし、修了証書は交付いたしません。
- (2) 受講費用を期日までに納付していない、又は納付していることが確認できない場合には修了証書は交付いたしません。
- (3) 全科目を受講されても受講態度等によっては修了と認めない場合があります。
- (4) 講義はeラーニングで期間内に視聴をしてください。視聴履歴は事務局で把握できますので、期間内に全ての講義を視聴していなければ修了証書は交付いたしません。

- (5) 本研修は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定」に係る研修のうち、静岡県における「精神障害者支援体制加算」の要件を満たしています。

#### 14. その他

- (1) 研修中の録音、録画、写真撮影、携帯電話の使用等は一切禁止とさせていただきます。
- (2) やむを得ない事情により研修を中止する場合等緊急の場合には、受講申込フォームに記載されたメールアドレスへお知らせします。
- (3) その他、研修全般に係る不明な点等は、下記の間合せ先まで照会ください。

#### 受講申込みに関する問合せ、他受講に関する全般的なお問い合わせ

<一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会 事務局>

e-mail: shizuokapsw.n@gmail.com

FAX 番号: 054-293-7118

電話番号: 054-293-7117 【開局時間: (月)(水)(金) 9:00~13:00】

※対応時間が限られているため、できる限りメール又はFAXでお問い合わせください。

※返信までに1~2日かかる可能性があります。ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します

※上記以外でお急ぎの間合せについては下記携帯電話までお願いします

携帯電話: 080-1585-2657